

本基準は令和5年4月1日時点の本市の基準です。令和6年4月1日以降については、国の最新の配置基準となる定員区分もありますので、注意願います。

## 認可保育所の設備及び職員の配置基準について

認可保育所は都道府県の認可事業となるため、その基準を北海道が定めています。その中で、年齢別の定員数が算出根拠となる設備の基準及び職員の配置基準について、概要を記載しています。

### 1 設備の基準

設備の基準は「北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」(別添資料①)の第45条及び第46条(①P6)並びに「北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則」(別添資料②)の第11条及び第12条(②P2~5)に定められています。

認可申請時の定員又は運営後の実利用児童数を基に面積基準が決まる設備は下表のとおりで、北海道の条例で規定する基準はAのとおりです。

ただし、条例では満年齢で規定されていますが、認可定員は年度当初の年齢を基に設定すること、また、国からの留意事項通知もあり、実際の算定時にはBの基準で必要面積を求めています。

なお、Bの基準どおりに施設を整備した場合、実際に保育を実施するには狭隘であり、園児の安全性等への配慮から、市内の認可保育所では、10施設中9施設が②の基準の1.5倍以上の面積で整備され、10施設中8施設が平屋建て又は2階建てであっても園児が利用できるスペースは1階部分のみとしています。

設備	A北海道条例	B実際の算定時
乳児室	乳児又は満2歳未満1人につき 1.65 m <sup>2</sup>	乳児室及びほふく室を合算し、年度当初の年齢が0~1歳の園児1人につき3.3 m <sup>2</sup>
ほふく室	乳児又は満2歳未満1人につき 3.3 m <sup>2</sup>	
保育室又は遊戯室	満2歳以上1人につき 1.98 m <sup>2</sup>	年度当初の年齢が1歳以上の園児1人につき1.98 m <sup>2</sup>
屋外遊技場	満2歳以上1人につき 3.3 m <sup>2</sup>	年度当初の年齢が1歳以上の園児1人につき3.3 m <sup>2</sup>

注1 上記のほか、面積基準の定めはありませんが、満2歳未満の児童を入所させる場合は、医務室、調理室及び便所が、満2歳以上の児童を入所させる場合は、調理室及び便所を設置する必要があります。

注2 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令について」の留意事項について(H23.10.28雇児発1028第1号)において、1歳児にあつては、その

ほとんどがほふくをする子どもで、0歳児にあつては、満1歳に達する以前にほふくをするに至る子どもが相当数みられるとされているため、乳児室及びほふく室の面積を合算し、年度当初の年齢が0～1歳のすべての園児をほふくする園児とみなして算出する。

注2 保育室・遊戯室及び屋外遊技場は、満2歳以上の園児が対象のため、年度途中で満2歳となる年度当初の年齢が1歳以上の園児数で算出する。

## 2 給食調理について

給食調理については、条例第9条(①P3)、第14条(①P3～4)、第45条及び第46条(①P6～7)に定められています。

自園調理が原則ですが、加熱保存等を行える調理設備は備える必要はありますが、満3歳以上の園児にかかわる給食については外部搬入が可能となっています。(調理業務を外部に委託し、委託先の職員が自園の調理室で調理を行う場合自園調理となります。)

また、条例第9条に定められているとおり、保育所と他の社会福祉施設を併せて設置するときは、併せて設置されている他の社会福祉施設の調理場を保育所の調理場と兼ねることが可能となっています。

## 3 職員の配置基準

職員の配置は、条例第47条(①P7)に定められているように、保育士、嘱託医及び調理員を置くこととされ、調理業務の全部を委託する場合には調理員を置かないことができます。

保育士の配置基準は、条例第47条(①P7)並びに規則の附則8(②P7)に定められています。

認可申請時は条例に基づいた下表Aの基準で、年度当初の年齢別定員数を基に必要な配置保育士数を算出しますが、北広島市では、より質の高い保育を確保するため、市内すべての保育施設において、下表Bの基準に基づき保育士を配置していただいています。

なお、加配となる保育士分の人件費に対して、北広島市独自の補助を実施しています。

定員区分	A北海道基準	B北広島市基準
0歳児(乳児)	園児3人につき保育士1人	園児3人につき保育士1人
1歳児(満1歳)	園児6人につき保育士1人	園児 <u>4.5人</u> につき保育士1人
2歳児(満2歳)	園児6人につき保育士1人	園児6人につき保育士1人
3歳児(満3歳)	園児20人につき保育士1人	園児 <u>18人</u> につき保育士1人
4歳児(満4歳)	園児30人につき保育士1人	園児 <u>27人</u> につき保育士1人
5歳児(満5歳)	園児30人につき保育士1人	園児 <u>27人</u> につき保育士1人

※北海道と北広島市で基準が異なる箇所には下線を引いています。

○参考

- 算出方法： (1)年齢別に基準配置保育士数を算出する。(小数点第2位以下を切り捨て)  
(2)年齢別基準配置保育士数の合計を小数点第1位で四捨五入する。

定員区分	定員	A北海道	B北広島市
0歳児(乳児)	6人	2.0人	2.0人
1歳児(満1歳)	9人	1.5人	2.0人
2歳児(満2歳)	12人	2.0人	2.0人
3歳児(満3歳)	15人	0.7人	0.8人
4歳児(満4歳)	19人	0.6人	0.7人
5歳児(満5歳)	19人	0.6人	0.7人
合計	80人	7人	8人